

# Business Partner office NEWS

## 法律相談Q&A

### — 複数業務要因災害とは —

Q: 副業・兼業に関して改正された労災保険制度に「複数業務要因災害」というものがありますが、従前の業務災害と何が違うのでしょうか？

A: 今回、**複数の事業の業務を要因**とする傷病等(負傷、疾病、障害又は死亡)についても新たに労災保険給付の対象となりました。これらの災害を**複数業務要因災害**といい、対象となる傷病等は**脳・心臓疾患や精神障害**などが想定されています。

例えば 3 社で兼業していた場合、これまでは各社ごとに業務上の負荷(労働時間やストレス等)を評価しましたが、今後は 1 社のみの業務上の負荷を評価して業務災害に当たらない場合、**残りの 2 社の業務上の負荷も併せて総合的に評価**して労災認定できるかを判断します。そして、これにより労災認定されるときには**複数業務要因災害を支給事由とする保険給付**が行われます。

3 社それぞれの業務上の負荷があっても、**1 社のみの業務上の負荷を評価するだけで労災認定の判断ができる場合は、従前通り業務災害**として保険給付が行われますが、その給付額はこの場合でも **3 社の各賃金額を基礎に**算定されます。また、**3 社のうち一部又は全部を既に離職している場合でも、診断確定日前(全て離職している場合は最後の離職日以前)3 ヶ月間の各賃金額を基礎に**給付額が算定されます。

また、複数業務要因災害は、**それぞれの就業先の業務上の負荷のみでは業務と疾病等との間に因果関係が認められないことから、いずれの就業先も労働基準法の災害補償責任(休業の最初の 3 日間について平均賃金の 100 分の 60 の休業補償など)は負わないものと**されています。



## 法改正ニュース

### — 障害者の法定雇用率引き上げ — (令和 3 年 3 月 1 日～)

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和 3 年 3 月 1 日～
民間企業	2.2%	<b>2.3%</b>
国、地方公共団体等	2.5%	<b>2.6%</b>
都道府県の教育委員会	2.4%	<b>2.5%</b>

\* **対象となる事業主の範囲が従業員 43.5 人以上**に広がります。

## 最近のニュースから

### — がん診断後に離職 2 割 —

国立がん研究センターは、全国 166 の医療機関で 2016 年にがんと診断された 7,080 人の治療や療養の実態について調査を行った(2019 年)。がん患者の約 8 割近くが受けた治療に納得していると答えている。一方で就業への影響については、がん診断後「休職・休業した」が 54.2%、「退職・廃業した」が 19.8%と、約 2 割が離職していることがわかった。同センターの若尾文彦・がん対策情報センター長は、「医療者側は診断時に『すぐに仕事を辞める必要はない』と伝えることが必要」と話した。

### — 介護業界への転職者に最大 20 万円の支援金 —

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染拡大によって介護職の人材不足がさらに深刻化していることから、他業種から介護職への参入を促すため、介護業界への就職者に対し、返済免除付きの新たな貸付事業を創設する方針。介護職員になるための研修を修了した場合に、支援金として最大 20 万円を貸し付け(転居費や介護用具の購入を対象とする)、2 年間継続して勤務すれば返済が免除されるといった仕組み。来年度からの実施を目指す。